

船舶事故調査報告書

令和2年6月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（灯浮標）
発生日時	令和2年1月11日 12時00分ごろ
発生場所	広島県尾道糸崎港第1区（尾道糸崎港大磯灯浮標） 尾道糸崎港戸崎北防波堤西灯台から真方位272°580m付近 （概位 北緯34°24.0′ 東経133°14.4′）
事故の概要	プレジャーボート ^{くうかい} 空海丸は、北北西進中、灯浮標に衝突した。
事故調査の経過	令和2年1月29日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 空海丸、2.53トン HS3-30679（漁船登録番号）、個人所有 第270-19538号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	軽傷 1人（船長）
損傷	本船 船首部外板に圧壊 灯浮標 はしごに曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風速 約1.7m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 高潮時
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、釣りを終えて帰航中、船長が操縦区画に置いた椅子に腰を掛けて操船に当たり、針路を尾道糸崎港大磯灯浮標（以下「本件灯浮標」という。）付近に向け、約20km/hの対地速力で手動操舵により北北西進していた。</p> <p>船長は、突然意識を失った状態となり、意識が戻って本船を停船させ、自身の顔面と頭部の負傷を認め、本船の船首部に損傷が生じていることを確認した。</p> <p>船長は、周囲の状況から10秒程度意識を失い、その間に本船が何かと衝突したと思った。</p> <p>本船は、修理の目的で尾道市の鉄工所に向かった。</p> <p>船長は、13日別の船で本事故発生場所付近に赴き、本件灯浮標の損傷を確認し、海上保安庁に本事故の発生を通報した。</p> <p>船長は、本事故後、医師から意識不明に陥るような所見が見当たらない旨の説明を受けた。</p>
分析	本船は、本件灯浮標付近に向けて北北西進中、船長が10秒程度意識を失った状態で航行を続けたことから、本件灯浮標に衝突したものと考えられるが、船長が意識を失った原因を明らかにすることはできなかった。

原因	本事故は、本船が、本件灯浮標付近に向けて北北西進中、船長が10秒程度意識を失った状態で航行を続けたため、本件灯浮標に衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の被害軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・事故発生時には、速やかに海上保安庁に通報すること。